かまくら議会だより

平成１２年８月１日　第１７０号

鎌　倉　市　議　会

鎌倉市御成町18番10号
電話０４６７（２３）３０００
http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/gikai/index.htm

編　集　発　行
議　会　報　編　集　委　員　会

６　月　定例会

平成十二年六月定例会は、当初の会期を六月七日から二十二日までの予定で開会しましたが、鎌倉市二階堂の市民農園用地をめぐる一般質問に時間を要したことから会期を八日間延長し、六月三十日まで二十四日間にわたり審議を行いました。今定例会では八名の議員が一般質問を行い、市長から提出された議案十五件を可決・承認・同意しました。また、議員から提案された鎌倉市議会会議規則の一部改正議案、意見書提出議案の二件を可決しました。このほか、陳情一件を不採択としました。

なお、定例会開会前の五月二十二日から六月二日までの間に議会全員協議会を開催し、「鎌倉市二階堂字獅子舞五八四番二外一筆の土地の取得経過と関係職員の処分について」の報告を受けました。

全員協議会を開催

二階堂市民農園用地
市は取得経過などを報告

議会では今定例会の開会を前に議会全員協議会を開催し、市から二階堂の市民農園用地の取得経過などについて報告を受け、質疑を行いました。

以下、今定例会までの経過をまとめました。

【市民農園用地取得の経過】

この土地については平成七年五月に所有者が亡くなり、相続人からその買い取りと道路用地の寄附についての話が市に持ち込まれました。市は土地の取得と道路部分の寄附について進めることとし、取得目的を当面、市民農園用地とする方針を出しました。また、道路用地の寄附により、長年の懸案事項であった二階堂杉ヶ谷地区の公共下水道接続に関する問題解決も図ろうとしたものでした。平成八年十月、市長から鎌倉市土地開発公社（以下、公社）の理事長に市民農園用地としての取得依頼が提出されました。（その後、取得の事務を公社が行い、取得した土地の面積は一、五〇六・八四平方㍍で価格は一億九千五百八十八万九千二百円でした）

二階堂市民農園用地

【平成八年十二月定例会で市民農園用地としての取得を報告】

議会には平成八年十二月定例会の総務常任委員会及び観光厚生常任委員会で、この土地を市民農園用地として取得する旨の報告が行われました。当時、観光厚生常任委員会では取得費用、土地の状況、利用者の利便性などから不適当との意見が出され、正副委員長が買収の必然性について市に申し入れを行っていました。

【平成十一年十二月定例会の平成十年度決算審査特別委員会でその後の状況について質疑】

昨年、十二月定例会の決算審査特別委員会では質疑の中で、取得した用地が整備費用に多額を要するなどの理由から、市民農園事業に活用されていないことが明らかになりました。

【市は平成十一年二月定例会で買い取り目的の事業名を代替地に変更していたことを報告】

平成十二年二月定例会の総務常任委員会、観光厚生常任委員会及び建設常任委員会において、市はこれまで議会に報告を行わないまま、買い取り目的の事業名を、市民農園事業から都市計画道路腰越大船線整備事業用地の代替地（以下、代替地）に変更し、事務手続きを進めていたことを報告し、陳謝しました。

事業名を変更した理由については公社の事務担当が市民農園事業は公共事業であり、その土地を先行して取得するということから「公有地の拡大の推進に関する法律」（※**文末参照**、以下、公拡法）の適用が受けられると考えていたこと、その認識の下に所有者と用地取得交渉を行っていたこと、その後、県との協議の中で県から市民農園用地は公拡法の規定する都市施設に含まれない旨の連絡を受けたことから、代替地であれば公拡法が適用されると考え、買い取り目的の事業名を代替地に変更し、事務手続きを進めたとしました。また、公社としては今後、代替地として管理するとともに、当面は市民農園用地としての暫定利用をしていくとし、理事会で手続きをとっていくことを報告しました。

【予算等審査特別委員会において理事者に質疑】

一般会計予算等審査特別委員会においても、この問題について理事者への質疑が行われました。市長は事業名の変更などの手続きについては知らなかったとし、一連の事務処理について既に調査を進めていると答弁しました。

【平成十二年六月定例会を前に議会全員協議会を開催】

平成十二年五月十五日、市長から「鎌倉市二階堂字獅子舞五八四番二外一筆の土地の取得経過と関係職員の処分について」（以下、全協）開催の依頼があり、議会は五月二十二日、全協を開催しました。

市は調査の結果を報告

市は一連の事務処理についてさらに事実確認の調査を行った結果、長年の懸案であった公共下水道接続の業務を進めるためとはいえ、取得目的を市民農園と代替地とに使い分けた処理が行われたことを不適切であったとし、報告書の中で、問題点を①関係職員が市民農園用地で公拡法の適用が受けられると思い込み土地所有者と交渉を進めたこと②関係職員が県から公拡法の適用がないとの連絡を受けたときに上司に報告し、了解してもらったものと判断し、改めて決裁を行わずに県へ提出する文書を市民農園用地から代替地に内容変更したこと③市から公社に代替地として取得依頼を提出する際に、市長決裁であるべきところを課長決裁としたこと及び決裁文書が保存されていない点④税務署との事前協議における文書の中で提出を求められている公社の供閲決裁の文書分類を原本書から複写し、市民農園用地から代替地に変更して税務署に提出したことの四点としました。

全員協議会開催風景

税務署の調査について

四月に鎌倉税務署（以下、税務署）による調査が市及び公社を対象として行われたこと、その中で総合的に見て、税控除を受けるために不適切な事務による取得目的の変更が行われたと判断せざるを得ないとの指摘を受けたとしました。

用地は市民農園用地に

市及び公社としては内部調査、税務署の調査結果から、一連の事務処理を不適切な事務処理と確認したとし、税務署に提出した書類の訂正及び再提出の措置と旧土地所有者に税法上の課税の特例を受けるために必要な買い取り証明書の発行が誤りであったことと修正申告をしてほしい旨の通知を行ったことを報告しました。

市としては代替地としての取得依頼を取り下げ、市民農園用地とすることを報告しました。併せて鎌倉市職員考査委員会（以下、委員会）を開催し、審議を行ったこと、市長は委員会の結果を尊重し、関係職員の処分を行ったことを報告しました。

四人の議員から質疑

報告後、出席議員から質疑が行われました。平成八年十二月に市と公社の間で代替地としての覚書（土地取得について市と公社の役割、最終的に土地が市に帰属することを明らかにするもの）が交わされていることを指摘し、市民農園用地として取り扱っていくこととの整合性について答弁を求めました。この覚書の有効性をめぐる問題で答弁調整が行われたことから翌二十三日も引き続き全協が行われましたが、そのほかにも資料要求があり、作成に時間を要することなどから全協は五月三十一日に再開されるまで休憩となりました。五月三十一日に再開された全協ではさらに質疑が行われた後、この報告が全容を解明したとは言えないと指摘し、行政の自浄能力を求めて質疑を終了しました。その後、他の議員からも質疑が行われましたが、その中で全協が休憩している間に、覚書の内容を代替地から市民農園用地に変更した旨の答弁があったことから、これまでの代替地としての覚書を有効とする答弁との整合性がただされました。この手続きに関する資料要求があり、休憩となった全協は六月二日に再開し、引き続き質疑が行われました。最後の質疑を行った議員は詳しくは六月定例会の一般質問で行うとして終了しました。**（一般質問の要旨を二・三面に掲載しています）**

※**公拡法**…都市の健全な発展と秩序ある整備を促進するため必要な先買いに関する制度の整備、地方公共団体に代わって土地の先行取得を行うこと等を目的とする土地開発公社の創設等の措置を講ずることにより、地方公共団体の所有する土地の拡大の計画的な推進を図ること等を目的としています。公拡法に基づく先買い制度の手続きを行った土地については、税法上の控除を受けることができます。

《主な内容》

○市民農園用地取得経過…１面
○議運検討会第四次答申…１面
○一般質問……２・３面
○議決した議案……４面
○議決した意見書・陳情…４面

議運検討会
第四次答申

議会では議会運営検討会（以下、検討会）を設置して議会に関する諸問題について協議、検討を行っています。

平成十二年五月、第四次答申を議長に行いました。

主な内容としては「諮問機関への議会選出委員の参加」について、全体として一致した結論に至らなかったが、認識が一致した意見として、委員構成のほとんどを議員が占めるような機関については市民委員等の参加促進の方向での見直しが必要である、役職推薦のものについては協議で一致するものがあれば見直しも必要である、を挙げています。なお、政策形成に携わる機関、議会の権限に密接にかかわるような内容の機関への参加の是非については意見が分かれたとしています。また、行政が改めていくことに異議はなく議会として個別に対応したい、諮問機関からの撤退の一方で積極的に議会へ情報提供をすべきなどの意見が述べられています。「諮問機関の議会選出委員の報酬の見直し」については、参加についての見直しの経過、結果を見ながら、出席議員への報酬支給は従来どおり条例に基づいた取り扱いを行うことが適当であるとの結論を得ました。

議長は検討会の意見を踏まえて市長に諮問機関等の委員構成、議会からの委員選出のあり方などについて検討を要望しました。